

検事の弁護士職務経験制度の運用に関する取りまとめ

平成16年6月23日
法 務 省
日 本 弁 護 士 連 合 会

法務省と日本弁護士連合会は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の成立を受けて、平成17年4月から検事の弁護士職務経験制度の運用を開始することを念頭に、今後制定される関係法令の内容等を踏まえ、運用要領の締結に向けた協議を継続することとしている。

本制度の運用に関し、これまでの協議で大筋において合意に至った事項は、以下のとおりである。

1 連携・協力

法務省と日本弁護士連合会は、本制度が円滑に実施され、その効果ができるだけ大きなものとなるよう、密接に連携を図り、その環境・条件の整備に向けて協力する。

2 法務省及び日本弁護士連合会の基本的な役割

法務省は、経験多様化方策の一環として十分な数の検事に弁護士職務経験をさせ、日本弁護士連合会は、受入れ可能な法律事務所を十分に確保する。

法務省と日本弁護士連合会は、検事が円滑に雇用契約を締結し、主体的かつ積極的に弁護士の職務に取り組むことができるように努める。

3 弁護士職務経験の対象となる検事

検事が弁護士職務を開始する時期は、原則として任官後3年半程度から5年半程度とする。

4 弁護士職務従事期間

弁護士職務従事期間は原則として2年間とする。

5 職務

弁護士職務に従事する者は、法務省に属する官職に任命されるが、取り扱うことができる事件の範囲に制約はなく、日本弁護士連合会は、受入法律事務所に対し、職務内容ができるだけ幅広いものとなるように配慮を求めるものとする。

6 給与

日本弁護士連合会は、受入法律事務所に対し、弁護士職務従事期間中に受入法律事務所から支給を受ける給与等について、検事として受けるものと比べ、総体として遜色のない水準とするよう配慮を求める。